議会速報 No7 1981.4.2

発行 自治医大住宅2の2
村尾光子(Tel 0285-44-5418)

南河内町議会第1回定例会(S.56年)は、3月11日招集され、南河内町監査委員1名の選任同意、条例案6件、町道認定案、55年度会計補正予算案3件、56年度予算案4件、南河内町総合計画基本構想について、原案通りに可決致しました。
以下に、その内容について簡単に御報告致します。

I、3月11日 定例会本会議 (9:00～14:40)

(1) 会期決定 3月11～20日 16日は休会

(2) 南河内町監査委員(知識経験を有する者)に舘野秀夫氏(T.9.2.21生 公民館運営審議会会長)を選任

(3) 町長 56年度予算編成方針演説

不確実・不透明な時代は長期にわたると考え憂慮している。国は財政再建、行財政の見直しを明言しているが、地方自治体にとっては、財政再建は国以上にむづかしい。継続的資金の確保に努め、重点的に財源配分する考えである。本年度の町重点施策は

① 都市計画事業
- 自治医大周辺開発
- 新駅設置
- 仁良川市街化区域区画整理事業準備着手
- 流域下水道事業推進

② 史跡の整備 町史編纂準備

③ 東部コミュニティー施設として体育館建設

である。

56年度の予算総額は4会計合わせて20億円を越え、一般会計は前年対比19.6%増となった。うち自主財源は40.3% 依存財源は59.7%である。又町税収入は1億円の伸びを見込んでいる。

(4) 議案の提案理由説明 ; 各担当課長

II 3月12日 本会議 (9:00～12:15)

(1) 条例案6件を原案通りに可決した。

主な内容
1. 南河内町課設置条例の改正(住民課・福祉課を統合して住民福祉課とし、建設課を都市計画課と改名する)
2. 町職員の休日を4週5休とする。(4週に1土曜休日を交替でとる)
3. 国民年金印紙購入基金を335万円より600万円に引上げる。
4. 国民健康保険の葬祭費支給額を1万円より2万円に引上げる。

(2) 町道路線認定について、原案通り認定した。

一級町道	1路線(下坪山ー東根線)	計 10343.1m
一般町道	29路線(うち自治医大東側道路含む)	

この結果、町道の総延長は197622.9mとなる。

認定された道路は、今後町が維持管理をする。

(3) 55年度会計補正予算案3件(一般会計、国保・農業共済)を原案通りに可決

歳入		→	歳出	
町税収入	6123万円増		バス生活路線補助	468万円
基金利子	1448 〃 〃		減債基金	721 〃
預金 〃	2320 〃 〃		財調 〃	9710 〃
県補助金	560 〃 〃 など		水田再編対策	570 〃 など

III 3月13日 (9:00～16:00) 本会議

(1) 新年度予算案に対する質疑

(2) 南河内町総合計画基本構想について説明(議決対象は基本構想のみ)

総合計画とは：自治医大開学とその周辺の都市計画、西坪山工業団地の企業進出、新4号国道の供用開始、栃木県小山モデル定住圏計画などの時代背景を十分考慮し、定住環境を整え、地域住民が自律的に参加する町づくりという本町課題に対し、その方策を具体的に示した行政指針である。

基本構想：ねらいを1. 都市化進展への冷静な対応と、文化と緑豊かな農村地域の確保
2. 都市化地域と農村地域に対するバランスのとれた公共施設配分と生活環境整備
3. 自治医大周辺地区住民と既存集落住民が自律的に参加する新たなコミュニティーの形成を本町課題とし、これらを解決するためにどの様な役割を担うべきかを明らかにする。その基本理念を「住民が互いの価値観を尊重し、自律的に参加する文化と緑の町」としている。S.65年までの町の望ましい姿を描いている。

(3) 一般質問：通告順(2名) 別紙記載

Ⅳ　3月14日　(9:00～16:00)　本会議

(1) 一般質問　通告順6名　別紙記載

(2) 新年度予算について関係する常任委員会へ付託した。

Ⅴ　3月17日　(9:00～17:00)
　　　19日　(16:00～17:00)　＞教育・民生常任委員会審議

Ⅵ　3月20日　本会議　(13:00～16:10)

(1) 南河内町総合計画基本構想について原案通り可決（賛数多数）

質疑で分ったこと　1. 既存住民と新住民とが自発的に関連（補完的な）を持つような町づくりが目的。

2. S.57年度に農村総合整備事業を導入し、農村の生活環境整備を図る。

3. 商業区域（新駅前商店街）への参入は、地元住民、商店に優遇措置をとる。

4. 流域下水道事業を促進し、自治医大周辺地区と薬師寺・仁良川地区の生活環境向上に努める。

5. 自治医大周辺地区に小学校2、中学校1、保育所を設置し、幼稚園設置の検討をする。又既存小学校のプール改善、西田両小学校特別教室改築、中学校改築を図る。

6. 自主財源の確保については、都市計画税課税、応益負担等により財源ワクを広げる。

(2) 事務検査について経過報告：建設常任委員長

（昨年12月定例会にて付託された役場入口隅切の件については、事務手続上は不都合な事は見出されない。）

（円満解決をという全員協議会の意向を受け、目下話し合いの継続中である）

更に継続審査という形がとられた。

(3) 56年度予算を原案通りに可決（賛成多数）

付託審議の結果と各常任委員長より報告、いくつかの要望意見が述べられた。

特筆すべき事　1. 基本構想に含まれている流域下水道事業は都市計画審議会の答申した条件を完全に満たしてから事業着手せよ。　｝建設常任委員会

2. 仁良川市街化区域区画整理事業は住民と充分な話合いをした上で実施せよ。

3. 転作奨励金の町上積分 1戸に対する分 2000円/10a を 3000円/10a とせよ。　―― 経済常任委員会

4. 東保育所所長を専任とするよう検討せよ。　―― 教民常任委員会

2. 56年度の主な予算内容

一般会計　予算総額 1384772千円

歳入

町税	441085千円
地方交付税	500001千円
県支出金	111911千円
国庫など	128196千円

歳出（目立つもの）

議会費	48588千円
水田再編対策	26878千円
道路橋梁費	173429千円
都市計画	7877千円
体育館建設	105055千円（うち国補助 57800千円）
公債（元金償還）	28135千円

―後記―

流域下水道計画が議会に討られたのは、今回の町総合計画基本構想の中でが始めてです。関連公共下水道も含めると、総事業費は72億円近くにもなります。これについては、2月に町都市計画審議会（町長諮問機関）で条件付同意としていますが、事業が大きいだけに、議会としては、もっと慎重に審議してから結論を出すべきと考えます。村尾は、この議案についての討論の場で、「都計審の条件を尊重する以上は、今議決するのは妥当ではない」と主張したく考えておりましたが、議会運営の仕方が適切ではなく、結果的に口封じされました（発言を認められなかった ―― 最も重大な発言権を抑圧された）。これについて問題は2つあると思います。①議会運営が民主的且つ合法的でなかった。（従来は慣例的な方法で問題はなかった）。

②町が県に対し、工場排水除外の交渉をする際の極め手、即ち「条件を満たさなければ、流域計画は認めない」という姿勢を失ったことになる。

この結果、村尾は、正統な議会運営について、県地方課に確認した上で、議長に対し「今後、討論は、意見が出尽くすまで充分にさせる」ことを確認し（3月23日）、町長に対し、「法・会議規則に合致しない方法で議決されたものであるから、再議請求をするよう」働きかけました（3月25日）。その回答はまだありません。

教訓：会議の場が重大であり、その時主張しなければ、又、一瞬のタイミングを逃がしたら無力に等しい。
議員は民主主義を貫くことが第一原則と認識していたが、現実はほど遠い印象だ。民主主義の名のもとに人を頼ってはいけない。

一般質問（通告順）

質問者	質問内容	答弁
水山二郎	1. 薬師寺交差点より新4号国道（笹原―二宮線）を拡巾せよ。 2. 小金井―大下田線（県道）に側溝を取付けよ。 3. 仁良川踏切の残された一隅を早期実施せよ。 4. 旧県道（7か所）を薬師寺台土地改良区へ編入させよ。 5. 薬小―中学校間の通学路指定を再検討せよ。新4号線ガードレール沿いに歩いている。 6. 史跡整備について、56.1月7日付読売新聞に報じられた内容は事実であるか。	1.（町長）大改修を要すると県でも認めている。土地改良事業に支障のないよう側溝整備をする。 2.（町長）正しくは、柄木―二宮線で県に、56年度中に一部側溝整備計画がある。都市計画が設定され、将来は16m道路になる。 3.（町長）事業主体は県であり、度々話し合いをしているが協力が得られない。 4.（町長）県よりの移管は面的整備をしたのち受けたい。公道の土地は国有地である。 （建設課長）用途廃止があれば国は個人にでも払下げる。 5.（教育長）通学路は交通指導員、PTAと協議して学校が最も安全な道路を指定している。指摘の場所は今後検討する。 6.（町長）史跡整備は学術的である為、文化庁・奈良文化財研究所の指導により実施する。目下史跡館については具体案はなく、用地買収についても新聞報道のような事実はない。
大沼多三郎	自治医大都市計画区域の西南端（国分寺・南河内境）部の市街化区域編入についてどう考えているか。	（町長）当初計画は380.9haであったが、関係区域者の協力が得られず現計画の180haになった。指摘の地域も度々の説明で関心を示さなかった。都市計画事業の進捗状況、地元の対応の仕方により、編入の可能性もある。
吉田浩二	1. 流域下水道終末処理場用地の施設残地に公共性のあるイメージの高い、例えば教育施設を設置せよ。 2. 自治医大周辺開発区域の北側についても、処理場周辺も含めて市街化を図れ。当初とは地元の意向は変っている。	1（町長）用地は近く県が取得する予定。町は非公式に意見を伝えている。教育施設、高校については、県の高校設置長期計画で検討される。 2.（町長）地元反対が極めて濃厚であったので、都市計画事業を1期、2期と分けて実施し、現在進行中のものは1期分である。地元意向は、充分感じており、将来総体的に対応していく。
舘野鉄男	1. 町広報を重視し、「正確迅速、平易」を目指して、その内容について検討せよ。 2. 職員の資質向上と研修について、日常服務についての職員研修をどう考えるか。 3. 農業後継者育成のための具体的構想を示せ。結婚斡旋奨励の条例を改正する考えはないか。 4. 麦の損害防止対策について。 5. 良質米の栽培について技術的対策はどうか。	1.（町長）濃密にスピーディーにをモットーに、公聴を広く取入れ、住民の意向を反映する。内容の充実と誤報のないよう研修する。 2.（助役）県へ派遣して実務研修させる。56年度は、地方課へ1名の予定。広域ブロック（小山）による研修と、庁内研修として、56年度より、町の行財政を知るため、課長が講師となって実施。 3.（町長）就任以来、本町の基幹産業は農業としているので、住民の意見を取り入れつつ、将来のあり方を考える。後継者結婚の斡旋の対象は兼業農家は入らない。字句については、討論を経て修正する。 5.（経済）S.53の再編実施当初より、良質米栽培を呼びかけている。現在コシヒカリ40%、アキニシキ51%
飯野兵二郎	1. 仁良川地区における区画整理事業の実施方法はどうか。 2. 流域下水道事業はいつ実施するのか。 3. 市街化区域の課税実施はいつか。	1.（町長）まず綿密な調査をする。56年はその調査費を計上している。あくまでも、住民の意向を聞いた上で手法についても検討する。 2.（町長）関連公共下水道は、土地区画整理事業を含めた中で考える。受益者負担の形（減歩か、現金か）も協議の中で決める。 3.（税務課長）都市計画税は、57年度より実施。農地以外は宅地並み課税
宇賀持正紀	1. 農業経営は厳しい状況にある中で自立農家を救済する施策はどうか。 2. 転作目標面積の配分は傾斜配分となったが陸田に対する圧迫が大きくなった。もっと細かな配慮すべきだ。 3. 町の都市化進行と農業整備の中で、農業地域の整備はどの様に考えているか。 4. 農協合併問題について、関係者との協議の結果はどうか。	1.（町長）経営を確立することは経営規模を拡大することを含んでおり、農地利用増進する為にも、農地の流動化が必要である。農家自らの組織である農協の考え方に負うところも大きい。 2.（町長）傾斜配分を取入れたが、陸田者への影響が大きかったようだ。面積でカバーする。再編政策自体が問題で、どの方法をとっても問題は出てくる。 3.（町長）かつては、農業について、町単独補助をしていた時もあり、時代と共に、予算上重点産業が変わることもある。S.57年には農村集落モデル整備事業を導入できそうだ。 4.（町長）事務局レベルで、意向は伝えてあるが、その後進んでいない。

質問者	質問内容	答弁
薄田数男	1. 財政危機打開の為、どう考えているか。	1.（町長）市町村長会、郡を通じ国に対して、社会保障、福祉予算を切りつめないよう、常々要望している。
	2. 財政投融資は、産業（企業）の基盤整備にむけられているが、町としては、自治体にも回すよう働きかけよ。	2.（町長）借金には違いないのであるから、安易に国の公債費に依存したくない
	3. はしかワクチンの補助をせよ。	3.（保・衛課長）河内郡予防接種委員会は3月下旬開かれ、その結果により町の対応を考えたい。
	4. 教育委員任命制の制度改革をせよ。	4.（町長）現行の選任法は、法第4条による長の権限で、議会の同意を得ている。問題はない。
	5. 町内新4号線と在来線とは平面交叉が多いので、早期解消せよ。	5.（町長）新国道設置については、町と地権者が一体となって、国道設置事務所と話し合ってきた。将来は4車線の計画であり、オーバーブリッジ、ボックスも計画に入っている。
	6. 国際障害者年であるが、その対象者をどの様にとらえているか。	6.（町長）同じ町民として暖かく迎えることが基本理念。
	7. 梳園原に防火水槽設置の具体案を示せ。	7.（町長）就任以来年4か所設置を実施している。予算（56年の）適当したら是非実現したい。
村尾光子	1. 合成洗剤の取扱いについて (1) 石けん販売の為の商工会との協議進行具合はどうか。	1.(1)（経済課長）2月21日商工会と協議し、商工会は2月28日付で石けんの仕入れと販売をする旨通達文を、合わせて、町の作成した石けんのしおりを、小売店に配布した。
	(2) 町民へのPR活動はどの様に進めるのか。	(2)（経済課長）環境浄化の観点から、町広報に石けん推進のPRをのせる。婦人団体・各商店にパンフレット・ステッカー配布する。
	(3) 学校給食への石けん導入については、その後どの様な検討をされたか	(3)（教育長）県消費生活センターでの研修は充分でなかったので、薬小校長が市ぐるみ石けん化実施している東京八王子へ 3/13〜3/14 研修に行っている。
	2. 流域下水道計画について、町都市計画審議会は条件付で同意する答申としたが、条件が、満たされない場合、町はどの様な対応をするのか。	2.（企画課長）都計審の答申は、1. 意見書の尊重、2. 町内幹線管きょを流域なみに整備せよ、3. 処理場周辺の環境整備、4. 工場排水除外 の条件付きであり、町はそのまま県に伝えている。工場排水は上位計画である流域別下水道整備総合計画に条文を加えることにより達成できると考えるが、下水道法上、県は良しとしていない。条件が満たされない場合は、何とも言えない。
	3. 保育所が定員に満たない現状をどう考えるか。祝祭日・夜間等の保全管理をどう実施するか。	3.（福祉課長）PRについては広報で充実させるが、保育料については所得により幅広いので広報できない。夜間警備は機械設置して実施する。
	4.(1) 小学校は就学前児童の文字指導をどの様に考えているのか。	4.(1)（教育長）入学前に名前が書けるようにと言うのは、あくまで便宜上であり実際には、5月位より、文字・数字の初歩からの指導をしている。
	(2) 学童保育を実施せよ。	(2)（教育長）学童保育は教育行政以外の問題であるから運用について考えていない。

以上 村尾のノートによる報告です。正確、公平を主眼に書きましたが、不備な点は御容赦下さい。

追記 ◦ 昨年12月に御協力戴きました町更生保護婦人会主唱の「愛の募金」は ¥15300 集まりました。（町全体で230,50円）
その一部で 2月25日 下記施設を訪問し寄付を致しました。御協力ありがとうございました。

喜連川少年院、氏家コロニー（重度心身障害者施設）

◦ 議会報告会は4月後半に予定されています「町政を考える会」総会の中で報告させて戴きたく考えています。

◦ 速報、議会等について御意見をおねがい致します。